**実施要領第４条第１項第２号（ア）に基づき行う優先権主張を伴わない商標登録出願について**

実施要領第４条第１項第２号（ア）に基づき行う優先権主張を伴わない商標登録出願については、

日本国内に先行登録のない商標であり、かつ以下の１.から５.のいずれかにあてはまる外国出願とする。また２.から４.の範囲内で変更し外国出願を行う商標については、すでに使用している商標又は具体的に使用予定がある商標に限る。

１．「基礎となる国内出願」と同一内容で行う外国出願。

２．「基礎となる国内出願」と同一内容の指定商品・指定役務であり、商標（標章）を下の範囲内で変更し行う外国出願。

・文字を使用実態に合わせてフォントを変更

・文字を使用実態に合わせて縦書きを横書きにする等の変更

・文字を使用実態に合わせて図案化した商標に変更

・日本語の商標を英語又は出願予定国の言語に翻訳

・日本語の商標を英語又は出願予定国の言語に翻訳した構成要素を追加

・日本語の商標の音表をローマ字又は出願予定国の文字に変更

・日本語の商標の音表をローマ字又は出願予定国の文字に変更した構成要素を追加

・図形、記号、結合商標を使用実態に合わせた商標に変更

・使用実態に合わせて商標の色彩を変更

・使用実態に合わせて商標の構成要素の一部を削除

３．「基礎となる国内出願」と同一の商標（標章）であり、指定商品・指定役務を以下の範囲内で変更し行う外国出願。

・指定商品・指定役務の一部を削除

・出願予定国の法令に合わせて指定商品・指定役務を変更

・出願予定国の法令に合わせて指定商品・指定役務の区分を変更

・類似群コードに基づき指定商品・指定役務を変更

４．「基礎となる国内出願」から、商標（標章）及び指定商品・指定役務を前項２．３．の範囲内で変更し行う外国出願。

５．複数の「基礎となる国内出願」を１つにまとめて、１.から４.の範囲内で行う外国出願。

なお、申請にあたっては、外国へ出願予定の商標について日本国内の先行登録調査の結果等を提出すると共に、２.から４.の範囲内で変更し外国出願を行う商標については、当該商標の使用実態又は具体的な使用予定が確認できる書類を提出すること。